



訪問美容のご案内

貴方のお部屋が美容室

訪問理美容とは？

訪問理美容とは、施設等での入所生活、寝たきりの在宅生活を送る高齢者や疾患・障害を持つ方々の「いつでも美しく生きていきたい」との願いに応えるべく誕生した新しいサービスです。

訪問美容対象者

- 介護保険をご利用の方、寝たきりやご高齢の為、美容室に行く事が出来ない方。
- 身体に障害がある方。車椅子で生活されている方。
- 介護施設へ入居、病院等医療施設へ入院、または在宅療養の為、美容室に行く事ができない方。
- 骨折や怪我等の理由により美容室に行く事が出来ない方。

【技術と信頼のあるスタッフがご家庭や施設などに出張し、お店と同じサービスを提供致します。】

訪問美容サービス **KURUMI**
来美

<http://www.houmonbiyou.biz>

kurumi@houmonbiyou.biz



訪問美容サービスとは？



訪問美容とは、美容師が出張し、ご自宅や施設等へ訪問し美容技術を施術する事を言います。

普段、理容室や美容室に行くことが出来ない寝たきりの高齢者の方や外出困難な方、また、施設をご利用されている方などを対象に、ご自宅や各施設へ美容師が出張し、ヘアカットやパーマ・ヘアカラー等をさせて頂くサービスです。

注：美容師法に基づいての訪問、出張業務となります。

主な施術場所は個人宅、社会福祉施設、医療施設等への訪問サービスを提供させて頂いております。

自宅にいて外に出歩くことが出来ない方へ自宅訪問

離れて暮らす祖父母や、高齢の親族の方のお宅へ出張して散髪(代理申込可能)

寝たきりの高齢者の方や障がいのある方、車いすで生活をされている方へ自宅訪問

介護施設や病院等に入所されている方へ出張して散髪(施設や病院の許可が必要)

ケアマネージャー様などのご紹介による散髪お申込み

カットイングカンパニーの訪問美容サービスでは、お一人さまでも訪問させて頂いておりますので、お気軽にお問い合わせ下さいませ。

訪問美容について

保健所の許可のもと、美容師法に基づいたサービスを行っています。

ご自宅、施設様に訪問美容サービスを行う際、保健所へ「出張業務届け」が必要な地域にはこちらで各市町村管轄内の保健所に「出張業務届け」を提出いたします。

鉢、器具類は美容師法に基づき薬品消毒及び紫外線消毒で殺菌・消毒し、完璧な衛生管理を心がけています。

スタッフの全てが美容師の有資格者であるだけでなく常に「お客様の視点」にたち、サービスの心得、コミュニケーションを身につけたプロフェッショナルです。

施設様におかれましては、業務(入浴・往診・行事など)に支障を来たすことなく、運用させて頂きます。

万が一の事故などの際にも安心保障。総合損害保険(日本興亜損保)に加入しています。

こんな方は訪問出来ません！

KURU MI 来美



Q1 子供がいて、外に出られないのですけど？……

赤ちゃんやお子様を連れて、若しくは預ければご本人は外出できるので残念ながらゴメンナサイ。

Q2 高齢者を介護しているから外に出られないのですけど？……

介護を必要とする方には訪問できますが、介護者ご本人は、病気ではなくご自身で美容室に行く事が出来るのですから残念ながらゴメンナサイ。

Q3 仕事が忙しくて美容室に行けないのだけど？……

「仕事に行ける」と言う事は身体が健康状態の方です。休暇や時間を見つけて美容室に行くことが出来ますので当然、ゴメンナサイ。

Q4 近所に美容室が無いので来て頂けますか？……

近所に美容室が無い方は大勢いらっしゃいます。健康なのであれば例え遠くても美容室に行ってください。当然、ゴメンナサイ。

Q5 お金を多く払うから来てくれない？

美容師法に則って営業していますので、寝たきりの高齢者の方や疾患等により外出困難な方または施設をご利用されている方などを対象に訪問しております。申し訳ございませんが、当然ゴメンナサイ。

Q6 精神疾患があり暴れる恐れがあるのですが？

まず、最初にゴメンナサイ。刃物を使用致しますので、危険につき残念ながらご遠慮頂いております。

Q7 大きな手術をしてまだ体調が優れないのですが？

元気なのに外に出られない理由がある場合はご相談致します。体調が優れなく外出が困難であれば、当然お伺いさせていただきます。

Q8 頭の手術をした後なののですが？

頭部は特に大切な体の部位です。「痛くないから大丈夫」等と言ったご自分の判断ではなく、お医者様の許可を得てからご予約して下さい。

Q9 度々、ヘアカラーをするとかぶれるのですが？

パッチテストを事前に行うことをお勧めいたします。ヘアカラーのかぶれはジアミンという色素による症例が多く最近ではジアミンに代わるニトロ染料が主体になっていますが、ご心配でしたらカブレない(地肌に塗布しない)カラー剤、ヘアマニキュア(酸性染料)のご使用をお勧め致します。

Q10 ヘナはやって頂けますか？

ゴメンナサイ。残念ですがヘナは厚生労働省の許認可が無いので、法律に従い美容師としてヘナは利用者様には施術致しません。

お客様からのご質問編

Q1 訪問美容って？

病気や障害、認知症などにより、ご自身で理・美容室へ行かれない方のご自宅や、施設、病院などに出張させていただくパーマ屋さんです。

その他、冠婚葬祭に参列する方への着付け、ヘアセット、メイクなども行います。

美容師法に基づいての出張業務となります。

Q2 何を用意して待っていただければいいの？

全てこちらでをご用意してお伺いしますのでご安心下さい。

パーマ後のお流し、ヘアカラー後のシャンプー用のお湯が必要な場合は15～25リットル位をご用意をお願いいたします。カットのみの場合は、1～2畳、パーマ、カラーの場合は、2～3畳のスペースを設けてお待ち下さい。

Q3 予約はいつ頃すればいいの？

保健所の手続きがありますので、早めにしていただいた方が、ご希望の日とお時間が指定できます。

八王子市民は手続きが要りませんが早めに！

Q4 料金は？(別途記載)

施術料金に訪問手数料をお支払ください。クレジットカードのお支払は受け付けておりません。

(施設様は施設様料金を設定いたしております)

Q5 訪問日は？

実店舗のお仕事もありますから定休日(火曜日)が主に訪問日になります。また、早くからご予約頂ければ月・金曜日の午後のお時間に訪問させて頂きます。

Q6 車椅子でも大丈夫？

リクライニングの椅子に一度移って頂ければシャンプーパーマ、カラー全て移動なくできますのでご安心下さい。

Q7 認知症でも大丈夫？

美容室に行く事は、認知症になる以前から普通に行っていた事なので、髪を触られている時は皆さん、落ち着いていらっしゃいます。不安な方は、おそばにどなたか居て下さい。

Q8 ベッドで寝たきりなのですがシャンプーやカットはできますか？

(只今、このサービスは行っていません)

カットも、シャンプーもできます。ベッド上でのシャンプーでは専用の物を用意いたしますのでご予約時にお伝えください。

Q9 サービスの内容は

カットだけでなくパーマ、ヘアカラーも美容室と同じようにできます。専用のシャンプー台、リクライニングチェア、シャワーなどお持ちしますので、ベッドサイドやリビングルーム、縁側などどこでもOK！です。

Q10 付き添いは？

お体の状態にもよりますが、初めてお伺いする場合はなるべくご家族か日頃担当されているヘルパーさんが居てくださると、施術場所や水回りのことなど準備がスムーズに進み助かります。

Q11 訪問美容は初めてなのですが？

心配な方へは事前訪問、ご挨拶も致しますのでお申し付けください。
車いすのままでもカットできますので何なりとご質問して下さい。

Q12 施術後の掃除は？

携帯の掃除機やカーペットクリーナーなどを私どもで用意しお掃除いたします。

Q13 入所している施設にも来て頂けますか？

ご要望がある限り施設でもご自宅でもお伺いしますが、施設入居者で個人的なご依頼の場合、許可はお客様の方で願います。

Q14 男女、子供を問わず施術してもらえますか？

もちろん、疾患の為、外出できない状態であれば男女、お子様を問いません。

当日のキャンセル(火曜日を除く)でも、キャンセル料等は頂いておりません。

体調が優れない・気分が悪い、時など、お気軽にご連絡ください。

お願い

- ・ご自宅訪問の場合、水道・ガス・電気を使用させていただきます。
- ・水道、ガスはシャンプー、カラー、パーマのお流しの時に使用します。



- ・電気は、髪をカットした後のブロー、掃除の為のクリーナーに使用します。
(その際に当方の小型掃除機を使用いたします。)

ご予約は半年前より承りますが、少人数で訪問しておりますので、早めのご予約をお勧めします。
全てのお客様がご希望される日時に訪問出来ない事が現状です。

多くのお客様に御満足頂ける技術とサービスをご提供出来るよう努力致しておりますので、
ご理解の程、何卒宜しくお願い致します。

在宅訪問でご用意して頂くもの

訪問美容サービスに必要な物は、全てこちらでご用意してお伺いします



シートや専用のクロスなどを使いますので切った髪の毛が散らかることはほとんどありません。
ご家庭での準備や、後片付けも不要です。

2～3畳のスペースがあればOK！ お客様のご都合のよい場所をご指定ください。

ただし、パーマ後のお流し、ヘアカラー後のシャンプー用のお湯が必要な場合は
(15～25リットル以上)のご用意をお願いいたします。

訪問美容サービス 来美



メニュー & 施術時間(施術時間は、お体の状態により若干異なります)

ヘアカット(施術時間30分前後) ¥4200+出張費+消費税

女性のカットには、ブロー、襟そり、が含まれています。

男性のカットには、ブロー、襟そりが含まれていて、ご希望の方は電気シェーバーによる
お顔そりがサービスになります。寝たきりの方の場合もご相談ください。

ドライシャンプー(施術時間7~8分前後) ¥600+消費税(プラスメニュー)

シャンプー(施術時間10分前後) ¥1200+消費税(プラスメニュー)

シャンプー台の設備がない施設でも大丈夫です。

移動組み立て式のシャンプー台を持参し、心地の良いサービスを提供させていただきます。

パーマ(シャンプー・カット・パーマ・ブロー)

(施術時間1時間30分前後) ¥9000+出張費+消費税

毛髪の損傷や髪質に合わせたベストなパーマ液を使用致します。

ヘアカラー(カット・カラー・シャンプー・ブロー)

(施術時間1時間30分前後) ¥9000(マニキュア¥9200)+出張費+消費税

ヘアカラーは、白髪染めのみならず、ヘアマニキュアでのオシャレ染めもご利用頂けます。

色見本(カラーチャート)を持参致しますので、幅広いカラーバリエーションからお選び頂けます。

上記の施術時間は、おおよその時間です。お体の状態、施術場所などにより前後します。

道具のセッティングに5分~10分、撤収に10分~15分ほどお時間を頂きます。

パーマやカラーの場合、シャンプーは前日に済ませられスタイリング剤などを付けない
状態でいただくと15分前後時間が短縮になります。

なるべくお体に負担をおかけしないような状態、時間で施術したいと思っておりますので、
ご協力をお願いいたします。

☎ 042 667 2373 📠 042 667 6615

有限会社カッティングカンパニー 訪問美容サービス事業部 来美

サービス料金、出張料は当日施術後に現金でお願いします。

施設様でご契約いただいた場合は料金が変わります。

お問い合わせ下さい。

その他、ご不明な点がありましたら何なりと、お問い合わせくださいませ。

<http://www.houmonbiyou.biz> e-mail: kurumi@houmonbiyou.biz

出張(訪問)費



点線内 駐車場がある場合、出張費は無料です。

本店より半径5Km 以内で駐車場がある場合は無料です。

初沢・甘里・東浅川・高尾・狭間・西浅川・裏高尾・元八王子・日吉町・横川町・城山手・館町・並木町
寺田町・大船町・山田町・梶田町・小比企町・台町・追分町・長房町

その他の八王子市内 ¥1000 八王子市外 ¥1500~

※ ご自宅・施設所有の駐車場を使用できる場合は出張訪問費の割引が適用されます。



KURUMI 訪問美容サービス 来美

ご利用のながれ

- ・美容道具・タオル・掃除用具等すべてこちらでご用意いたします。
(事前にご準備頂くは何もございません。)
- ・当日は、シャンプーで使用するお湯と電源をお借りいたします。
- ・お客様の症状に合わせた施術、サービスを提供させていただきます。

① ご予約 ご相談

お問い合わせの際に、ご希望日時・ご訪問場所・施術内容などをお伺いいたします。
また、身体の状態及びご体調の確認、駐車スペース等の確認を致します。

② ご訪問

1時間位前に事前に確認のお電話をさせていただきます。
実店舗の混雑状況や天候によりご訪問時間が多少前後する場合がございます。
予めご了承ください。
当日、ご体調が悪かったり、都合がわるくなられた場合はキャンセルください。
(キャンセル料はかかりません)

③ 施術

2畳ぐらいのスペースで施術させていただきます。
それ以上場所が狭くても極力対応させていただきます。
【ご用意頂くもの】

- ・可能であれば肘の付いた椅子(シャンプーをされない場合)
(車椅子やベッド上での施術も可能です)
- ・コンセント(ドライヤー・シャンプー時のポンプに使用)
- ・お湯(シャンプー・パーマ・カラー等をされる方)

④ お掃除

施術終了後は、責任をもって後片づけ・お掃除をさせていただきます。

⑤ お支払い

お支払いは現金のみとなります。おつりのないようご用意いただくと助かります。
カード決済は致しておりませんので予めご了承ください。
領収書が必要な時はご遠慮なくお申し付け下さい。

☎ 042 667 2373

📞 042 667 66



本籍 東京都

美容師の資格を取得した時からコンテストに出場し、優勝・入賞を多数獲得。

1年を通して常に美容業界の先端を行く教育活動に力をいれ講習、講演、ヘアショー、撮影、製品開発等に多忙。

日本国内はもとより海外での評価も非常に高い特にアジア地域では、中国 4回・フィリピン 4回・タイ 4回台湾 2回のヘアショーに出演し、講習の依頼も多数。アジア諸国から日本へのツアーも開催されている。特に近年は福祉美容にも力を注いでいる。

東京都八王子市

Cutting Company Co.,Ltd 代表取締役

Y's International Beauty 代表

訪問美容サービス来美 代表

<http://www.cuttingcompany.co.jp>

<http://www.houmonbiyou.biz>

<http://ameblo.jp/houmon-biyou/> (ブログ)

東京都優秀技能者 都知事賞受賞 東京マイスター
現在

NHDK 美協 日本ヘアデザイン協会 理事

広報委員会 委員長

コンテスト委員会 副委員長

東日本地区委員会 副委員長

学芸文教委員会 相談役

ユースクラブ推進委員会 相談役

HAIJ ヘアエイシアジャパン 会長

HCRG ヘアカットングリサーチグループ 創立会長

ヘアカットング教室 Y's アカデミー 主宰

日本訪問理美容協会 会員

歴任

東京都美容師試験 審査員

八王子美容組合 常任理事

ICD 世界美容家協会 会員

美容師法

(昭和三十二年六月三日法律第百六十三号)

最終改正:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(目的)

第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

下記は特に大事な部分。

第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

第7条

(美容所以外の場所における営業の禁止)

美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。

ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮膚に接する布片を客一人ごとに取り替え、皮膚に接する器具を客一人ごとに消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

美容師法施行令

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第四条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容 所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合 《改正》平 14 政 329

八王子市美容師法施行条例

平成 24 年3月 28 日

条例第 17 号

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。)及び美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号。以下「政令」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 顔面作業の際は、マスクを使用すること。
- (3) 身体は、常に清潔に保つこと。
- (4) 首巻き及び枕当てに紙製品を用いる場合は、客1人ごとに廃棄すること。
- (5) 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。
- (6) 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。
- (7) 剃毛用のカップその他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。
- (8) 洗髪器は、常に清潔に保つこと。
- (9) 消毒薬は、随時取り替え、常に清潔に保つこと。

(美容所について講ずべき措置)

第3条 法第 13 条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容の業務を行う1作業室の床面積は、13 平方メートル以上であること。
- (2) 1作業室に置くことができる美容椅子の数は、1作業室の床面積が 13 平方メートルの場合は6台までとし、6台を超えて置く場合の床面積は、13 平方メートルに美容椅子1台を増すごとに3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (3) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (4) 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。
- (5) 美容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。

(美容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- (2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

(美容所について講ずべき措置の特例)

第5条 市規則で定める施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第3条に規定する措置に適合する美容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)に対して専ら美容の業務を行う美容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号及び第2号に規定する措置に代えて、美容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。